液石則様式21（第38条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス販売事業届書 | 液　石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年　　 月　　 日 |
| 名称  （販売所の名称を含む。） |  | | |
| 事務所（本社）所在地 | 〒  電話 | | |
| 販売所所在地 | 〒  電話 | | |
| 販売をする高圧ガスの種類 | 液化石油ガス | | |

年　　 月　　 日

住　　　　所

氏　　　　名

法人にあっては、名

称及び代表者の氏名

三　条　市　長　殿

（備考）　×印の項は記載しないこと。

**販 売 計 画 書**

**1　販売の目的**

**2　販売するガス（「貯蔵する」「貯蔵しない」のどちらかに○をつけること）**

|  |  |
| --- | --- |
| ガスの区分 | 容器置場に |
| 液化石油ガス | 貯蔵する　　　　　　貯蔵しない |

販売の方法に係る技術上の基準に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 液石則  41条 | 項　　　　　　　　　　目 | 申請内容 |
| 1号 | 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。 |  |
| 2号 | 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、す  じ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってする  こと。 |  |
| 3号 | 充てん容器等の引渡しは、充てん期限を6か月以上経過していないもので  あること。かつ、その旨を明示すること。 |  |
| 5号 | **液化石油ガス**を燃料（工業用燃料を除く）の用に供する一般消費者に販売  する場合、配管の気密試験のための設備を備えること。 |  |
| 4号 | **液化石油ガス**を燃料（工業用燃料を除く）の用に供する一般消費者に販売  する場合、消費のための設備について、次に掲げる基準に適合することを  確認すること。 |  |
| イ | 充てん容器等（内容積20 ℓ 以上に限る。以下同じ。）は、2 m以内にある  火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。  ※ただし、告示で定める場合に限り、充てん容器等及びこれらの附属品か  ら漏えいした高圧ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、火気  に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。 |  |
| ロ | 充てん容器等には腐食防止措置を講ずること。 |  |
| ハ | 充てん容器等は、常に温度40 ℃以下に保つこと。 |  |
| ニ | 充てん容器等（内容積5 ℓ 以下を除く）には転落転倒防止措置を講ずること。 |  |
| ホ | 充てん容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。  充てん容器等～閉止弁：2.6 MPa以上の耐圧試験　及び　1.6 MPa以上の圧  力で行う気密試験に合格するものであること。 |  |
| へ | 配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。  充てん容器等～調整器：2.6 MPa以上  調整器～閉止弁：0.8 MPa以上　※調整器に接続する長さ30 cm（屋外に設置  した風呂がまに用いるものは2 m）未満の配管については、0.2 MPa以上 |  |
| ト | 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホー  スバンドで締め付けること又は継手を用いること。 |  |

（備考）　申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載

すること。